

日本建築学会大会学術講演会 材料施工委員会 若手優秀発表

選考内規

平成26年3月4日制定

1. 目的

- 1) 若手による学会活動を奨励する。
- 2) プレゼンテーション力の向上をうながす。
- 3) 日本建築学会大会学術講演会（材料施工部門）の活性化をはかる。

2. 選考対象者

- ・ 研究発表の講演発表者で、研究発表申込書に記載された投稿時の年齢（自己申告）により、30歳未満の者とする。所属は限定しない。

3. 受賞者数

- ・ 全受賞者数は、全審査対象者数の10%程度とする。

4. 審査方法

1) 構成

①審査委員会

- ・ 審査委員会は、材料施工委員会で構成する。

②選考委員会

- ・ 選考委員会は、材料施工委員会の委員長・幹事および各運営委員会の主査、ならびに材料施工委員長に指名された材料施工委員会委員若干名で構成する。

③評価者

- ・ 評価者は、選考委員会で適任者2名を選定する。

2) 選考基準

- ・ 以下に基づいて判断する。

①論文（梗概）の内容（内容）：研究内容のレベル、梗概の出来映えなど

②プレゼンテーション（発表）：発表のわかり易さ、質問への受け答えなど

3) 評価方法

①採点

- ・ 各セッションにおいて評価者が、選考基準①、②についてそれぞれ5点満点で採点し、評価用紙に記入する。採点は、標準をそれぞれ3点とする。セッション終了後、評価者は評価用紙を建築学会の担当者に提出する。

②選考

- ・学術講演会終了後、事務局が採点結果を取りまとめ、その採点結果を基に選考委員会が総合的に判断し、受賞者候補を選定する。
- ・この選定結果を審査委員会（材料施工委員会）に諮り、承認を得る。

5. 受賞者の表彰と公表

1) 受賞者の表彰

- ・受賞者に、「日本建築学会大会学術講演会 材料施工委員会 若手優秀発表」と称し、材料施工委員長名で賞状を贈呈する。賞状は受賞者宛に郵送する。

2) 受賞者の公表

- ・受賞研究発表の講演発表者名、所属、題目を、材料施工委員長名で日本建築学会「ホームページ」に公表する。

以上